

令和 6 年度 道路新設改良事業（沢田 8 号線）  
市道沢田 8 号物件調査業務委託

設計書  
(当初設計)

工事番号 委託 第 21 号

路線名等 市道沢田 8 号線

工事箇所 たつの市神岡町沢田 地内

工 種 物件調査

## 物件調査等業務委託積算書

区 分	費 用	金 額	備 考
直接原価	人 件 費	①	
		—	
	直接人件費 (①)	①	
	材 料 費 等	②	
	旅費交通費	③	
	作 業 費 そ の 他	④	—
	直 接 経 費 (②+③+④)	⑤	
	計 (①+⑤)	⑥	
その他原価		⑦	
業 務 原 価 (⑥ + ⑦)		⑧	
一 般 管 理 費 等		⑨	
業 務 価 格 (⑧ + ⑨)		⑩	
消 費 税 等 相 当 額 (⑩ × 率)		⑪	
業 務 費 (⑩ + ⑪)		⑫	

単価適用年月日：令和6年4月1日

物件調査等業務費積算内訳書

業務内容	職種	基本歩掛			合計	補正率 又は加算	補正值 人	単価 円	直接人件費 円	備考
		外業								
		業務着手時	中間打合せ	成果品納入時						
打合せ協議	主任技師					-				
	技師 A					-				
	技師 B					-				
現地踏査	主任技師					-				
	技師 A					-				
	技師 B					-				

業務内容	職種	基本歩掛			合計	補正率 又は加算	補正值 人	単価 円	直接人件費 円	備考
		内業								
作業計画書の作成	主任技師		-	-		-				
	技師 A		-	-		-				

(ページ計)		
--------	--	--

調査番号： 共通

物件調査等業務費積算内訳書

業務内容	職種	基本歩掛人				補正率 又は加算	補正值 人	単価 円	直接人件費 円	備考
		外業	内業		合計					
			図面等	算定						
木造建物A A専用住宅 延床面積 150 m <sup>2</sup>	主任技師	-	-	-	-	-	-	-		
	技師 A									
	技師 B									
	技師 C									
	技師 D	-	-							
木造建物C C倉庫 延床面積 140 m <sup>2</sup>	主任技師	-	-	-	-	-	-	-		
	技師 A									
	技師 B									
	技師 C									
	技師 D	-	-							
附帯工作物 住宅敷地C 対象面積 400 m <sup>2</sup>	技師 A					-				
	技師 B		-			-				
	技師 C					-				
	技師 D	-	-			-				
営業調査 営業A 個人事業	技師 A									
	技師 B									
	技師 C			-						
	技師 D	-	-							
動産調査 倉庫 対象規模 140 m <sup>2</sup>	技師 A	-	-							
	技師 B									
	技師 C									
	技師 D	-	-							
移転雑費算定 1 所有者又は世帯	技師 A	-	-							
	技師 B	-	-							
	技師 C	-	-							
残地移転要件の 該当性の検討	技師 A			-						
	技師 B			-						
	技師 C			-						
	技師 D	-		-						
消費税等調査 営業調査あり	技師 A			-						
	技師 B			-						
照応建物の設計案の作成 (建物計画案の策定)	技師 A	-								
	技師 B	-		-						
	技師 C	-	-	-	-	-	-	-		
照応建物の設計案の作成 (照応建物の設計案の作成)	技師 A	-								
	技師 B	-								
	技師 C	-		-						
	技師 D	-	-							
		合	計							

物件調査等業務費積算内訳書

業務内容	職種	基本歩掛人				補正率 又は加算	補正值 人	単価 円	直接人件費 円	備考
		外業	内業		合計					
			図面等	算定						
木造建物C C倉庫 延床面積 30 m <sup>2</sup>	主任技師	-	-	-	-	-	-	-		
	技師 A									
	技師 B									
	技師 C									
	技師 D	-	-							
附帯工作物 住宅敷地C 対象面積 330 m <sup>2</sup>	技師 A					-				
	技師 B		-			-				
	技師 C					-				
	技師 D	-	-			-				
営業調査 営業B 会社組織	技師 A									
	技師 B									
	技師 C			-						
	技師 D	-	-							
動産調査 倉庫 対象規模 30 m <sup>2</sup>	技師 A	-	-							
	技師 B									
	技師 C									
	技師 D	-	-							
移転雑費算定 1 所有者又は世帯	技師 A	-	-							
	技師 B	-	-							
	技師 C	-	-							
残地移転要件の 該当性の検討	技師 A			-						
	技師 B			-						
	技師 C			-						
	技師 D	-		-						
消費税等調査 営業調査あり	技師 A			-						
	技師 B			-						
		合	計							

調査番号: 2

# 物件調査等概要書

予備調査なし

1	平面図対象番号	No. 1		
2	所在地	たつの市神岡町沢田330番地		
3	所有者			
4	敷地面積、世帯数	490 m <sup>2</sup> (概算)	1 世帯	
5	建物調査	有	建物の見積の有無	
	(1)木造建物	150 m <sup>2</sup> (概算)	A専用住宅	
	(2)木造建物	140 m <sup>2</sup> (概算)	C倉庫	
6	工作物調査	無		
7	附帯工作物等調査	有		
	## 附帯工作物			
	① 敷地区分	住宅敷地C		
	② 対象面積	400 m <sup>2</sup> (概算)		
8	営業調査	有		
	営業形態	個人事業		
	営業所数	単独 1ヶ所	複数業種	無
9	動産調査	有		
	調査区分	倉庫	床面積	140 m <sup>2</sup> (概算)
10	その他			
	(3)移転雑費算定	する	対象	1 所有者又は世帯
	(4)打合せ協議	する	主たる業務区分 建物調査 打合せ回数 4 増減 0	
	(5)現地踏査	する		
	(6)建物の残地移転要件の 該当性の検討	する		
	(7)消費税等調査	調査する	営業調査 あり	
	(10)照応建物の設計案の作成等(建物 計画案の作成)	する		
	(11)照応建物の設計案の作成等(照 応建物の設計案の作成)	する		

備考欄

# 物件調査等概要書

予備調査なし

1	平面図対象番号	No. 2			
2	所在地	たつの市神岡町沢田298番地			
3	所有者				
4	敷地面積、世帯数	400 m <sup>2</sup> (概算)	1	世帯	
5	建物調査 (1)木造建物	有 30 m <sup>2</sup> (概算)	C	倉庫	建物の見積の有無 <b>無</b>
6	工作物調査	無			
7	附帯工作物等調査	有			
	## 附帯工作物				
	① 敷地区分	住宅敷地C			
	② 対象面積	330 m <sup>2</sup> (概算)			
8	営業調査 営業形態 営業所数	有 会社組織 単独ヶ所	複数業種	無	
9	動産調査 調査区分	有 倉庫	床面積	30 m <sup>2</sup> (概算)	
10	その他の (3)移転雑費算定 (6)建物の残地移転要件の 該当性の検討 (7)消費税等調査	する する 調査する	対象	1所有者又は世帯	営業調査あり

備考欄

# 業務委託特記仕様書

## 第1条 適用

本特記仕様書は、たつの市が発注する「市道沢田8号線物件調査業務委託」に適用する。

受注者は、設計書・図面・土木設計業務等委託必携（兵庫県作成）・公共測量作業規程・たつの市財務規則のほか以下の基準等によるものとする。

- ・公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・兵庫県の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ・兵庫県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則
- ・兵庫県の公共事業の施行に伴う公共補償基準
- ・兵庫県の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則
- ・近畿地区用対連運用申し合わせ（近畿地区用地対策連絡協議会）
- ・兵庫県用対連運用申し合わせ（兵庫県用地対策連絡協議会）
- ・公共用地取得事務処理要綱及び同実施要領（平成24年3月30日用第1255号）
- ・用地調査等標準仕様書（兵庫県用地対策連絡協議会）

## 第2条 業務の目的

本業務は、市道沢田8号線道路新設改良事業に伴い、支障となる建物（倉庫）において、移転補償費の算定のため物件調査を行うもの。

## 第3条 疑義の解明

本業務委託遂行にあたり、内容などに疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については委託者、受注者は速やかに協議し、これを解決しなければならない。

## 第4条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、業務に関連する法令等を遵守しなければならない。

## 第5条 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を堅持するように勤めなければならない。

## 第6条 守秘義務

受注者は、業務上知りえた内容や情報を委託者の承認を得ず他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

## 第7条 作業の把握

受注者は、本業務着手に当たり、委託者と十分協議調整を行い、委託者の意図するところの内容把握に努めなければならない。

- 2 設計協議の打合せ議事録を毎回提出し、最終には全体を取りまとめて提出すること。

## 第8条 提出書類

受注者は、業務の着手、完了にあたって、委託者の契約書に定めるものの外、次の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届



- ② 技術者届及び経歴書
- ③ 工程表
- ④ 業務完了報告書
- ⑤ 成果品納入届

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けなければならない。

#### 第9条 技術者

- (1) 受注者は、業務に関する技術者をもって秩序正しい業務を行なわせると共に、高度な技術を要する部門については、相当の技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

#### 第10条 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 第11条 完了検査

- (1) 受注者は、業務完了時に委託者の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行なわなければならない。

#### 第12条 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査をもって業務の完了とする。

#### 第13条 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 第14条 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 第15条 参考文献の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 第16条 証明書の交付

業務の遂行に必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 第17条 一般事項

受注者は、図書の作成にあたり、地区の特性、上位計画の動向その他計画の整合性についても十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは、遅滞なく打合せを行なうものとする。

#### 第18条 作業計画

受注者は、あらかじめ作業計画を立て業務計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

## 第19条 業務内容

業務内容は、平成28年度実施の物件調査の建物等移転補償額について再度算定するものである。ただし、再調査は含まないものとする。

建物等の移転補償額の再算定は、移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。改正等ない場合は、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

本業務の工期は着手日より平成31年1月30日とする。

## 第20条 打合せ等

業務の遂行に必要な打ち合わせ協議は、初回1回、中間4回、成果納入時1回とし、原則初回及び成果納入時は管理技術者が立ち会うものとする。また、疑義が生じた場合や監督員が要求した場合は、その都度打合せを行うものとし、監督員との協議により設計変更の対象とする。

## 第21条 現地踏査

現地踏査については、建物調査時1回、営業調査時1回行うものとする。

## 第22条 業務内容

### (1) 共通

- ・打合せ協議
- ・現地踏査
- ・作業計画の作成

### (2) 調査対象番号(1)

- ・木造建物A(専用住宅)
- ・木造建物C(倉庫)
- ・附帯工作物(住宅敷地C)
- ・営業調査(個人事業)
- ・動産調査(倉庫)
- ・移転雑費算定
- ・残地移転要件の該当性の検討
- ・消費税等調査(営業調査あり)
- ・照応建物計画案の作成
- ・照応建物の設計案の作成

### (3) 調査対象番号(2)

- ・木造建物C(倉庫)
- ・附帯工作物(住宅敷地C)
- ・営業調査(会社組織)
- ・動産調査(倉庫)
- ・移転雑費算定
- ・残地移転要件の該当性の検討
- ・消費税調査(営業調査あり)

## 第23条 業務実績データの作成・登録

受注者は、受注時又は変更時において業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を

作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。

また、「業務実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 第24条 成果品

上記の検討作業を取りまとめて整理し、報告書を作成する。

- 1 製本版は正本1部、副本1部の計2部提出するものとし、併せて同内容の電子データをCD-ROMにて納品すること。
- 2 成果品等は、各測量・調査別に整理するものとする。
- 3 成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに公表・貸与・使用してはならない。
- 4 製本版は黒表紙（金文字入り）のA4版の箱若しくはファイルで提出するものとする。
- 5 全図において図面右下（表題部欄外）に受託業者名を明示すること。

#### 第25条 照査

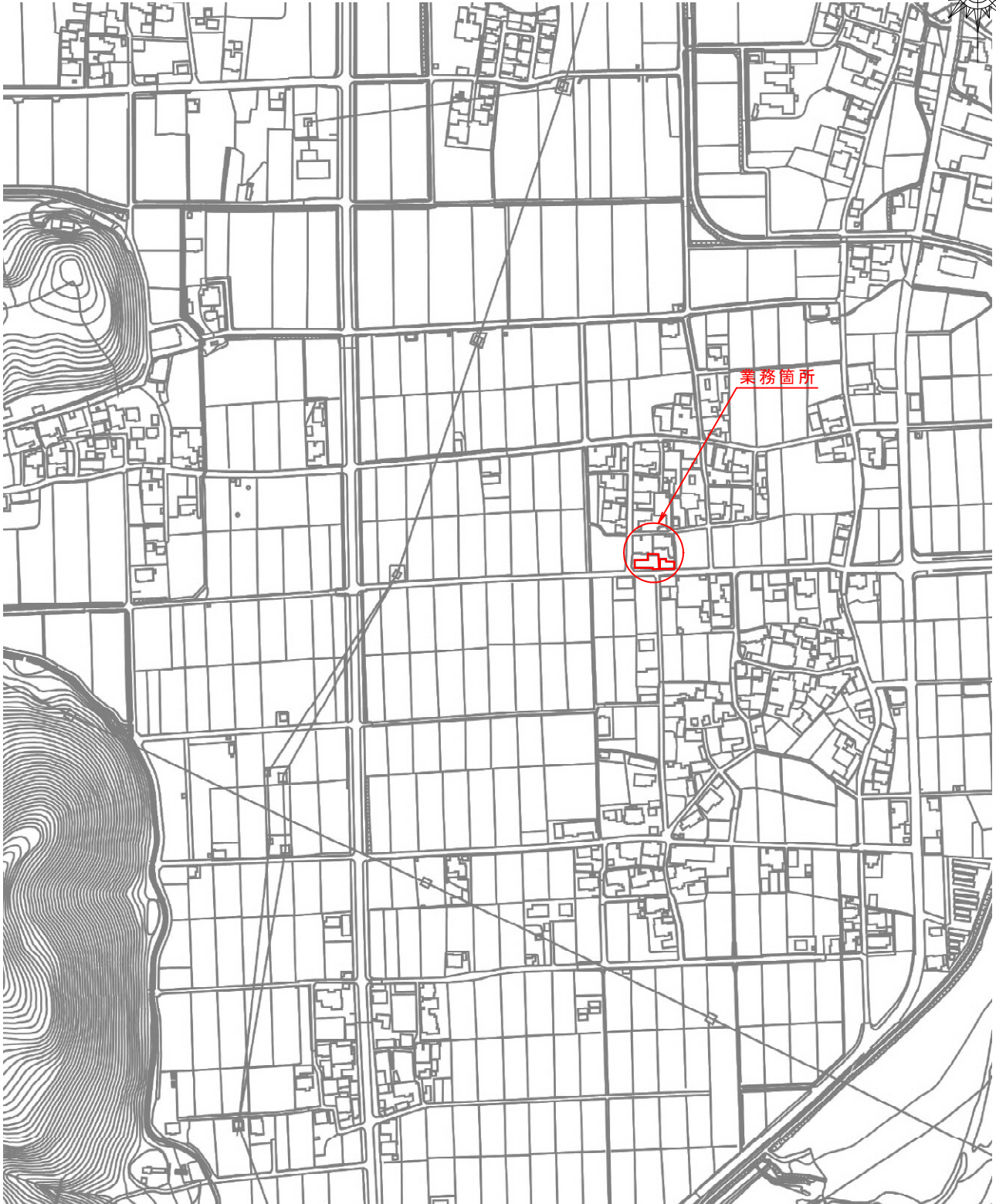
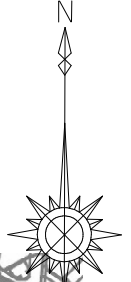
受注者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

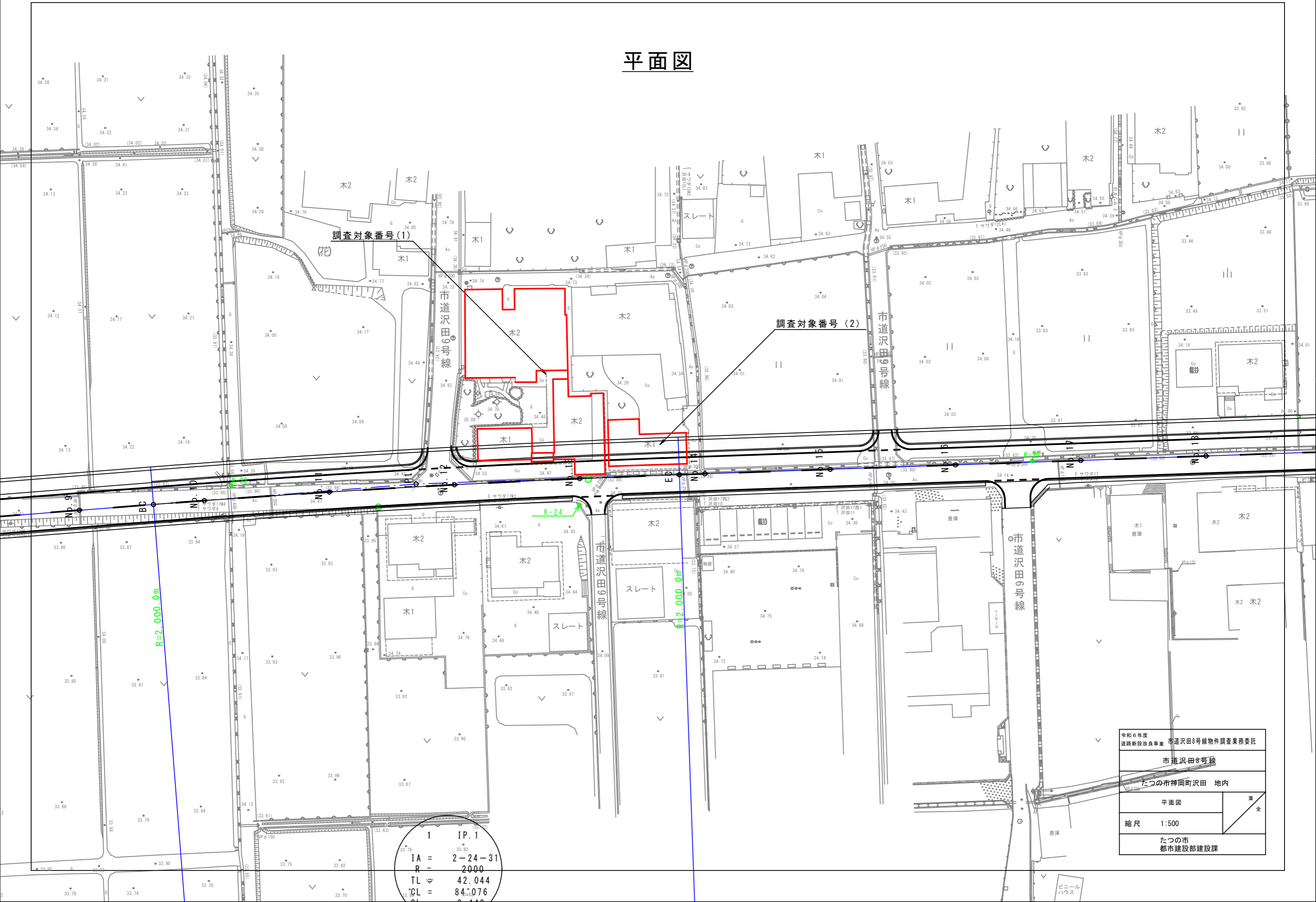
# 位置図

工事名：市道沢田8号線物件調査業務委託

施工箇所：たつの市神岡町沢田 地内



# 平面図



1 IP. 1  
 IA = 2-24-31  
 R = 2000  
 TL = 42.044  
 CL = 84.076

令和6年度 道路新設改良事業 市道沢田8号線物件調査業務委託	
市道沢田8号線	
たつの市神岡町沢田 地内	
平面図	業全
縮尺	1:500
たつの市 都市建設部建設課	

ビニールハウス